



ほごしゃよう
保護者用

「気づいて、子供の人権」 ～体罰は必ずなくせるはず～



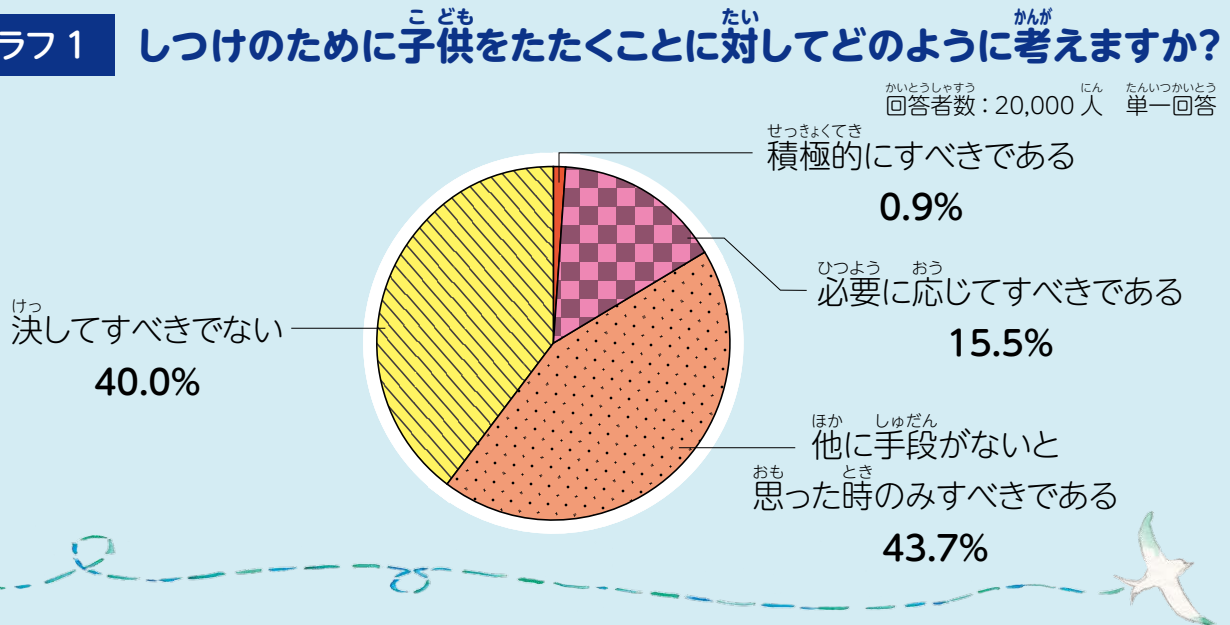
はじめに

和歌山県教育委員会では、保護者の皆さんに様々な人権問題について認識を深めていただくため、保護者用学習教材をシリーズで作成しています。

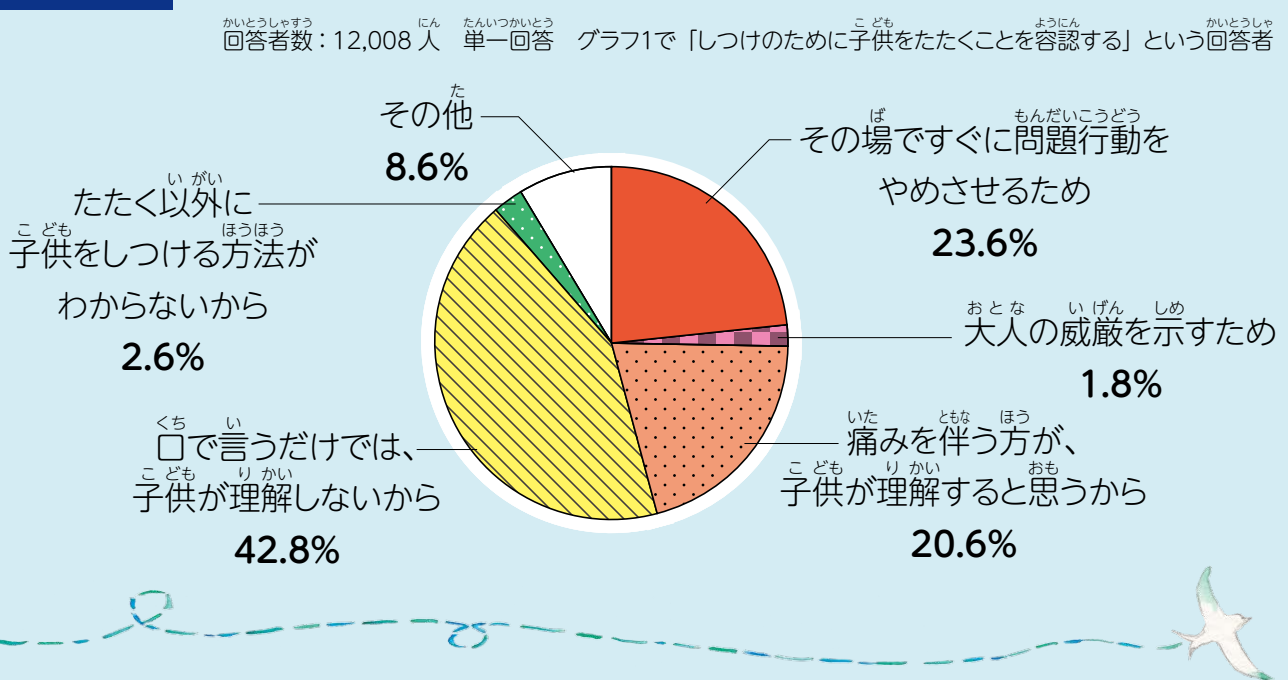
「子どもの権利条約」が国連で採択されてから、2019（令和元）年11月で30年が経過し、日本が批准してからも25年を迎えました。しかし、しつと称して行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な児童虐待を引き起こす事例も見受けられます。このような現状から、今回は、「子供の人権」をテーマとしました。保護者学級やPTA活動、社会教育の研修会など、多くの機会を活用していただき、子供とのより良い関わり方についての学びを深めていただくとともに、子供の人権が守られる社会の実現を願っています。

あなたはしつけのために子供をたたくことに対して どのように考えていますか？

グラフ1 しつけのために子供をたたくことに対してどのように考えますか？



グラフ2 なぜ、しつけのために、子供をたたくべきだと思いますか？



参 考：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書」
 2018（平成30）年2月15日発表 子どもに対する体罰等についての意識～大人2万人への意識調査結果から～
 調査対象：全国、20歳以上の男女
 回答者：男女、子供の有無が同数となり、かつ回答者の年齢・居住地に偏りがないように抽出した大人2万人
 〈数値の見方〉グラフの数値は、その表章単位に合わせて計算された数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

前のページの調査結果では、子供のしつけのためには、たたくこともやむを得ないという考え方もあります。しかし、しつけのためにたたくことは本当に効果があるのでしょうか。子供の身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を意図的にもたらしたりする行為は、どんなに軽いものであっても体罰にあたります。このような体罰は、即効性があるように見えても、しつけや教育のうえで効果はないといわれています。そして、何より子供の人権を侵害する行為です。

なお、2020（令和2）年4月1日からは、法律（裏表紙に掲載）においても保護者による体罰が禁止されています。

ワーク1

あなたはしつけと称した体罰についてどう思いますか？

たとえば、こんなことをしていませんか？

- ① 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ② 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ③ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子供を殴った
- ④ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ⑤ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ⑥ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた



これらはすべて
たいばつ
体罰です！

*道に飛び出しそうな子供の手をつかむといった子供を保護するための行為などは該当しません。

*体罰の他、子供の心を傷つける言動等も子供の権利を侵害します。

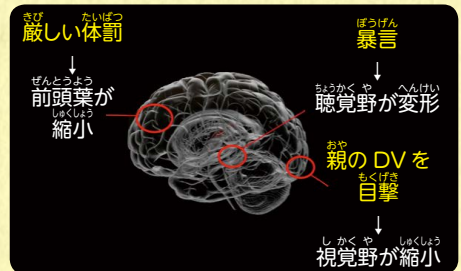
(参考：厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」)

コラム

体罰等が子供に及ぼす影響

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。しつけのつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかもしれないのです。

子ども時代の辛い体験により傷つく脳



(出典：厚生労働省ホームページ「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」)

(提供：福井大学 友田明美教授)



たいばつとう 体罰等によらない子育てのための工夫

しつけは、その子供の人格や才能を伸ばすために、子供にとって最もよいことを見極め、子供をサポートし、社会生活を送るうえで必要なことを伝えていくことです。

しつけをするときには、「〇年生だからできて当たり前」という学年や年齢で子供をみたり、きょうだいや友達と比較したりするのではなく、その子供自身の発達に合った対応の仕方が必要です。



1 伝えたいことを、子供の立場で考えてみましょう。



何かに集中している、言われていることがわからない、体調が悪い、悩みがあるなど、子供にも様々な状況があることを理解しましょう。また、「走ってはダメ」ではなく「歩こうね」など、してほしいことを子供がわかるように具体的に伝えましょう。



2 子供も大人も気持ちを切り替えてみましょう。



子供はすぐに気持ちを切り替えるのが難しいときもあります。「早く早く」と急がせる声かけは、子供の気持ちを焦らせ失敗につながることもあるため、可能であれば少し待ちましょう。また、興味がありそうなことに注意を向けることで、気持ちの切り替えができることもあります。他にも、冷たい水を飲む、飴をなめる、深呼吸をするなど、気持ちを切り替える方法があります。子供も大人もクールダウンする方法を見つけましょう。



3

よい 行動や頑張っていることにこそ注目し、
声をかけましょう。



子供の良くない行動ばかりが気になることは
ないでしょうか？

「嫌いな野菜を少し食べた」「宿題を終わらせていた」「きょうだ
いと仲良くしていた」など、日常生活で頑張っていることを具体的
にほめましょう。そうすることで、自尊心が育まれ、自信につなが
ります。また、自分から望ましい行動をとるきっかけにもなります。

あなたの子供や身近な子供の良いところはどんなところですか？

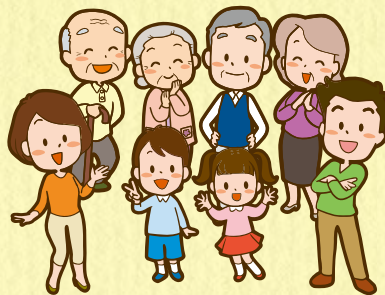
*子供の良いところをほめてみましょう。

*子供をほめることができたあなた自身もほめましょう。

コラム

子育てはみんなの力で

子供を育てることは、簡単なことではありません。相談で
きる相手がいると安心できたり、周囲の力を借りると困って
いることや悩みなどを解決できたりすることもあります。例
えば、市町村等の子育て相談窓口や保健センター、NPO
などに、気軽に相談しましょう。



*子供に関する相談窓口は裏表紙に載せています。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について

〈どんな条約？〉

世界中の子供たちがもっている権利について定めた条約で、世界の国々の責任として、子供の権利を守っていくために、1989（平成元）年に作られました。

ここでいう子供とは0歳から18歳未満の人のことで、大人と同様、一人の人間としての人権を認めています。さらに、子供は成長する途上にあり、特別な保護や配慮が必要であることから、子供ならではの権利も含め、54条から成ります。この条約には、大切な4つの原則があります。

4つの原則

命を守られて成長できること

すべての子供の命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを保障する。

子供にとって最もよいこと（子供の最善の利益）

「その子供にとって最もよいこと」を第一に考える。

意見を表明し参加できること

子供は自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子供の発達に応じて十分に考慮する。

差別のないこと

すべての子供は、子供自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されない。

(参考：ユニセフ「子どもの権利条約」)

この条約では、子供は自分の意見を自由に言うことができ、大人はその意見をしっかりと聞いて尊重する必要があるとされています。

子供も大人と同じ一人の人間です。子供は未熟だから大人が決めればよい、子供は大人の言うことさえ聞いていけばよい、ということではありません。子供の意見を聞かずに、大人がこれが良いと決めつけてしまうのではなく、子供の意見をしっかりと聞き、子供の視点で考えてみるのが大切です。もし、子供の意見の通りにできないのであれば、子供にも分かるように、なぜできないのかを誠実に説明するようにしましょう。

こども じんけん そんちよう しゃかい きず
子供の人権が尊重される社会を築くために

ワーク 2

- ① がくしゅう ふ かえ こども み ちか こども かか かた
学習を振り返って、あなたの子供や身近な子供との関わり方などについて、
どのような気づきがありましたか？

- ② こども じんけん そんちよう わたし ち いき しゃかい かんが
子供の人権を尊重するために、私たちが地域や社会でできることを考えてみましょう。



【参考】下記の第14条は令和2年4月1日から施行されています。

児童虐待の防止等に関する法律

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

【子供に関する相談窓口】

子育てに悩んだり、児童虐待かもしれないと思ったら、相談・連絡しましょう。

- お住まいの市町村の児童家庭相談窓口
- 県内の児童相談所

あなたの場合
(TEL)

県子ども・女性・障害者相談センター (中央児童相談所)	073-445-5312	月曜日～金曜日
県紀南児童相談所	0739-22-1588	9:00～17:45
県紀南児童相談所新宮分室	0735-21-9634	祝日・年末年始を除く

●県各振興局健康福祉部

●電話相談

児童相談所虐待対応ダイヤル	189	24時間受付
児童相談所相談専用ダイヤル	0570-783-189	24時間受付
子どもと家庭のテレフォン 110番	073-447-1152	24時間受付
子どもの人権 110番 (全国共通)	0120-007-110	月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く
24時間子供 SOS ダイヤル (全国共通)	0120-0-78310	24時間受付
子供 SOS ダイヤル (県教育委員会)	073-422-9961	24時間受付
教育相談電話 (県教育委員会)	073-422-7000 0739-23-1988	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 祝日・年末年始を除く
(公財)和歌山県人権啓発センター (人権全般)	073-421-7830	月曜日～金曜日 9:00～16:00 祝日・年末年始を除く

作成協力

パークアベニュー法律事務所
弁護士 中川 利彦

toddle (タドル) わかやま
代表 家本 めぐみ

お問い合わせ

和歌山県教育庁 教育総務局 人権教育推進課

和歌山市小松原通一丁目1 TEL: 073-441-3719 FAX: 073-432-4517

*これまで発行した人権学習パンフレット(本パンフレットを含む。)の内容等を和歌山県教育委員会のホームページに掲載しています。ご活用ください。



令和3年3月

環境に優しい植物油インキを使用しています。